

ほりい けいいち
氏 名 堀井 敬一

事務所：虎ノ門南法律事務所

住 所：東京都港区虎ノ門 1-15-12 日本ガス協会ビル 5階

電 話：03-3502-6405（ダイヤルイン）

F A X：03-3580-2348

主 な 経 歴

昭和54年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成7年4月	仲裁センター運営委員会委員
平成7年7月	仲裁センター仲裁人候補者
平成8年5月	仲裁センター運営委員会副委員長
平成15年9月	市川市公文書公開審査会委員
平成19年3月	東京都建築審査会専門委員
平成21年8月	調布市建築審査会委員
平成25年4月	調布市建築紛争調停委員会委員
令和5年4月	武蔵野市建築紛争調停委員会委員

主 な 取 り 扱 い 分 野

医療過誤、建築紛争等の損害賠償事件、企業法務、家事事件

主 な 著 書

平成20年7月	建築の法律相談 [第1次改訂版]（学陽書房刊 編著）
平成23年4月	住宅問題と紛争解決法（青林書院刊 編著）

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ

仲裁手続は、裁判手続に比べると敷居の高さを感じることなく利用できるうえに、利用する費用も低廉な紛争解決手段です。

仲裁人は、私だけでなく誰もが、当事者の主張に十分に耳を傾けて、公平で迅速な紛争解決に心がけています。